

埼労発基0610第2号
令和8年6月10日

各 位

埼玉労働局長
(公印省略)

令和8年度外国人雇用啓発月間に係る周知について（協力依頼）

平素より、労働基準行政の推進にあたり、御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行っており、埼玉労働局としても、これに関する取組を実施しているところです。

つきましては、貴会におかれましても、別添のパンフレットをホームページに掲載いただく等により、傘下会員事業場に対する月間の周知及び労働関係法令の遵守にかかる啓発にご協力いただきますようお願いいたします。